

## 議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

平成11年に国旗及び国歌に関する法律が施行され、日の丸と通称されている日章旗を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。

国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くために相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切であり、こうした中、日の丸は、オリンピックなど大規模な国際交流の場においても、国家の象徴として、国際的にも多くの人に受け入れられているところである。

また、市制施行の翌年の大正14年に定められた本市のき章は、「川崎」の「川」の字を表すだけでなく、市民の歴史とともに流れ続ける多摩川と、それと同じように発展する「川崎」を象徴しており、昭和40年には、本市を象徴する標識として、そのき章を配した川崎市旗が定められている。

よって、本市議会は、国際社会の一員として我が国の国旗に敬意を表し、かつ、川崎市旗の下、市民の代表として、より一層真摯に議会活動に臨むため、議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

平成24年6月22日

川崎市議会